

東 基 連

3

No. 772

定価/100円(消費税込み)

令和5年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」 顕彰式(令和6年1月12日、イイノホールにて)

会員企業の株式会社太田製作所から第一材料加工課の木村主任を安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者に推薦したい旨の申出があったのは昨年8月でした。

木村主任は、一般職であった平成24年、プレスブレーキに指を挟まれるという災害に遭いました。これを機に、プレス安全部会を立ち上げ、平成25年の作業長昇進後も積極的にプレスの研修計画、安全パトロール計画、作業標準の作成等に尽力しました。令和元年に主任となった後もプレス安全部会の中心者としてこうした活動を粘り強く推進してきた結果、株式会社太田製作所では、プレス災害がこの10年以上発生しませんでした。

第一次審査機関としての当会は、木村主任が顕彰に値すると判断し、推薦状を厚生労働本省に提出しました。昨年12月、厚生労働大臣が木村主任を被顕彰者に決定しました。そして、1月12日「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」顕彰式が開催され、宮崎厚生労働副大臣から顕彰状が授与されました。



木村主任と宮崎厚生労働副大臣

顕彰状には、『あなたは優秀な作業指揮により多年にわたり職場を無災害に導きさらに後進の指導に力を尽くすことにより我が国の産業安全の水準の向上に貢献し他の模範と認められます ここに安全優良職長として顕彰し永くその栄誉を称えます』との言葉が添えられています。

災害が発生した際に人命を救助すれば、その人は英雄として「表彰」されます。一方、木村主任のように災害そのものが発生しないようシステムを安全に保ち続けるために尽力する人もいます。息の長い地道な努力なのですが、スポットライトを浴びる機会は少ないと思います。今回、こうした努力が厚生労働大臣から「顕彰」されたことは現場で安全活動を行う多くの方の励みになるのではないかと思います。

令和6年度も安全優良職長厚生労働大臣顕彰は実施されると思います。第一次審査機関の当会としては、みなさまからの顕彰候補者の推薦を心待ちにしています。

- ◆ 令和5年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」顕彰式 1
- ◆ 職場での騒音防止対策に取り組みましょう！ 6
- ◆ 令和5年度年末・年始 Safe Work 推進強調期間について 2
- ◆ 2024年4月から労働条件明示のルールが変わります 8
- ◆ 東基連講習会案内(7月~3月) 13

発行所/公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人/上島卓司

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 TEL / 03-6380-8305(代) FAX / 03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>

令和5年度年末・年始 Safe Work 推進強調期間について

- ①建設現場に対する集中指導の実施結果
- ②労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施結果(速報値)

東京労働局 労働基準部 監督課・安全課

東京労働局は令和5年度年末・年始 Safe Work 推進強調期間(令和5年11月21日から令和6年1月31日まで)における取組の一環として、12月に実施した建設現場に対する集中指導の結果及び建設現場において実施しているリスクアセスメント(以下「RA」という。)の確認結果を取りまとめましたので公表します(次ページ「結果の詳細」参照)。

また、東京労働局管内の事業場を対象とした労働災害防止対策の取組に係る自主点検の結果について、12月末日現在での建設業における速報値を公表します。

結果の概要

1 建設現場に対する集中指導実施結果

- (1)指導現場数 614 現場
- (2)違反があった現場数 392 現場 (63.8%)
- (3)主な労働安全衛生法違反事項(違反があった現場数に占める割合)
- ①元請事業者の安全衛生管理面..... 306 現場 (78.1%)
- ②墜落・転落防止..... 218 現場 (55.6%)
- (4)建設現場において実施している RA の確認結果(有効回答数：613 現場)

建設現場において実施している RA(複数選択式)

- ①高所(高さ2m以上、2m未満とも)からの墜落・転落に関する事
..... 469 現場 (76.5%)
- ②足場や型枠支保工等仮設物、構造物の危険性に関する事 364 現場 (59.4%)
- ③作業に用いる建設機械等の危険性に関する事 354 現場 (57.7%)

2 東京労働局管内の事業場を対象とした労働災害防止対策の取組に係る

自主点検結果(速報値) **建設業(店社)**

自主点検依頼数：251 事業場、有効回答数：102 事業場

建設業において実施している RA(複数選択式)

- ①高所(高さ2m以上、2m未満とも)からの墜落・転落に関する事
..... 91 事業場 (89.2%)
- ②作業に用いる建設機械等の危険性に関する事
- ③足場や型枠支保工等仮設物、構造物の危険性に関する事
- ④感電・爆発・火災等の危険性に関する事
- ⑤交通事故に関する事

②～⑤は概ね75%～80%の事業場で実施していた。

今後の取組

東京労働局では、事業場における労働災害防止対策の徹底が図られるよう第14次東京労働局労働災害防止計画に基づく取組を進めてまいります。

結果の詳細

1. 建設現場に対する集中指導における法違反の状況

(1) 違反数および違反率

違反率は、63.8%(392現場)であり、違反があった392現場のうち、15.1%である59現場に対し、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建築	土木	解体	その他	合計
指導現場数	557	7	19	31	614
法令違反現場数	367	1	12	12	392
違反率	65.9%	14.3%	63.2%	38.7%	63.8%
作業停止等命令現場数	57	0	1	1	59
法令違反現場数に対する割合	15.5%	0.0%	8.3%	8.3%	15.1%

(2) 違反事項別の違反率等

違反事項別では、「元請事業者の管理面の違反率」が78.1%(306現場)であり、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置の違反率」が55.6%(218現場)であった。

違反事項	違反現場数(全体392現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理面】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係	306現場(78.1%)	・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施(安衛法第29条) ・下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施(安衛法第31条)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	218現場(55.6%) うち手すり・さん等がなかった現場……71現場	・高所作業のための作業床の未設置(安衛則第518条) ・足場の手すり・さん等の未設置(安衛則第563条、第655条) ・高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置(安衛則第519条、第653条)
【点検】 足場・つり足場の作業前点検関係	30現場(7.7%) うち点検者の指名がなかった現場……12現場	・足場(つり足場)における作業について、点検者を指名し、作業前点検を実施(安衛則第567条、第568条、第655条)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	46現場(11.7%)	・組立図の未作成(安衛則第240条) ・支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施(安衛則第242条) ・組立時の立入禁止措置の未実施(安衛則第245条)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	11現場(2.8%)	・移動式クレーンの作業方法の未決定(クレーン則第66条の2) ・移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未実施(クレーン則第74条の2)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	18現場(4.6%)	・使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成(安衛則第155条) ・転倒・転落防止措置の未実施(安衛則157条) ・運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施(安衛則第158条)
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	11現場(2.8%)	・研磨作業時の防じんマスクの不使用(粉じん則第27条)

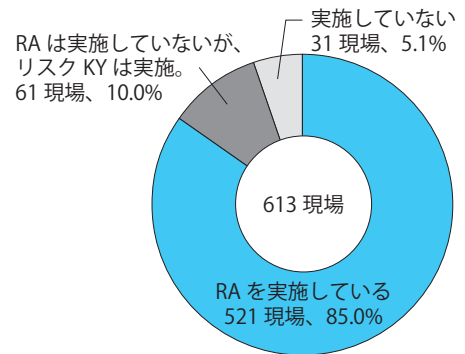
※「安衛法」…労働安全衛生法、「安衛則」…労働安全衛生規則、「粉じん則」…粉じん障害防止規則、「クレーン則」…クレーン等安全規則

2. 建設現場において実施しているリスクアセスメントの確認結果

(1) リスクアセスメント(以下「RA」という。)の実施状況

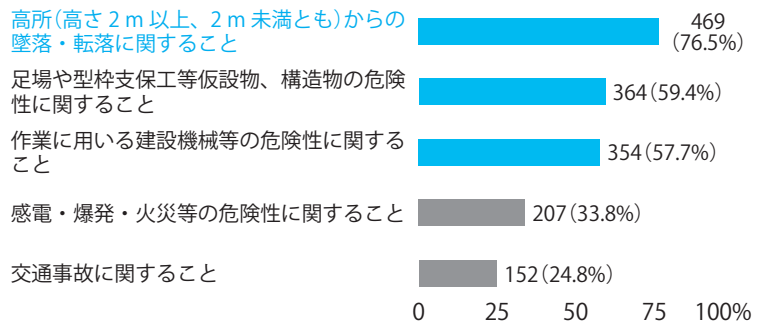
8割以上の建設現場で、RAを実施していた。

RAを実施していなかった現場のうち、リスクの見積もり等を実施する危険予知(KY)活動(以下「リスク KY」という。)を実施している現場は1割であった。



(2) どのようなRAを実施しているか(複数回答)

「高所(高さ2m以上、2m未満とも)からの墜落・転落に関すること」が469現場(76.5%)、「足場や型枠支保工等仮設物、構造物の危険性に関すること」が364現場(59.4%)、「作業に用いる建設機械等の危険性に関すること」が354現場(57.7%)であった。



3. 労働災害防止対策の取組に係る自主点検の結果について

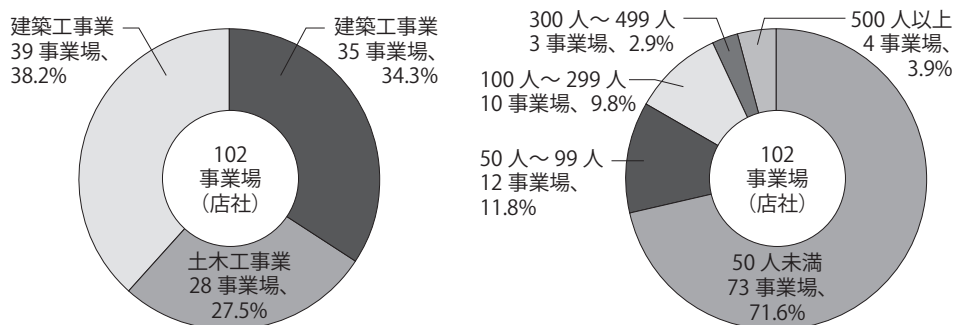
(12月末日現在の速報値)

参考：建設業(店社)への自主点検依頼数251、廃止等を除いた有効回答数102(40.6%)

・第14次東京労働局労働災害防止計画において目標とするアウトプット指標

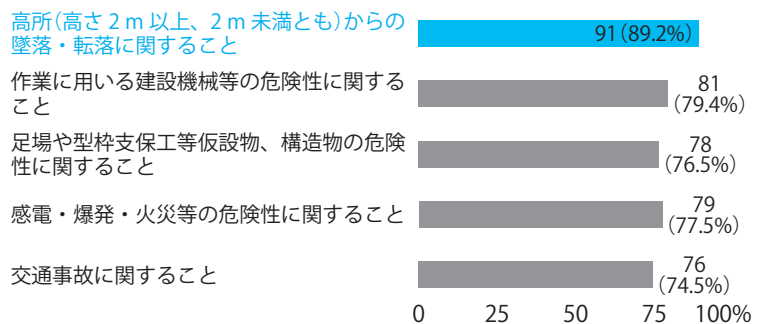
墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

(1) 本自主点検結果における建設業の区分の詳細及び労働者数の割合について



(2) 建設業において実施しているRAについて(複数回答)

「高所(高さ2m以上、2m未満とも)からの墜落・転落に関すること」が91事業場(89.2%)であり、第14次東京労働局労働災害防止計画上のアウトプット指標である85%を4.2ポイント上回った。



年次有給休暇取得促進

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方
を見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式
を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

春の連続休暇には、
ココロとカラダ、リフレッシュ。

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度^(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇^(※2)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

- 年次有給休暇取得促進特設サイト URL

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。



第22回 桃樹のちょこっと用語
「労災保険給付の手続き 改訂4版」
どんな書籍？
答えは、この3月号のどこかに。

職場での騒音防止対策に 取り組みましょう！

東京労働局 労働基準部 健康課

騒音障害防止対策は、その対象となる全ての作業場において広く浸透しているとは言い難く、更なる対策を進める必要があります。また、近年の技術の発展や知見の蓄積もあることから、厚生労働省は2023(令和5)年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。

一度失われた聴力は元に戻りません。適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。

ガイドラインの主なポイント

- 騒音障害防止対策の管理者を選任する
管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
新しい測定方法(個人ばく露測定と等価騒音レベルの推計)の追加。
- 聴覚保護具は適切な遮音値のものを用いる
JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値の保護具の選定を追加。
- 雇入時等健康診断、定期的健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
騒音健康診断の検査項目を見直しました。
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

ガイドラインの対象作業場

作業環境測定が義務づけられている8作業場

(ガイドライン別表第一)

+

における業務

騒音が生じる可能性の高い52作業場

(ガイドライン別表第二)

※対象以外の作業場でも、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講じてください。

ガイドラインについてのより詳細な情報は、ガイドライン本文、解説をご確認ください。

問合せ先 東京労働局 労働基準部 健康課 ☎03(3512)1616



職場の騒音対策を確認しましょう！

以下の対策に取り組んでいますか？

職場の体制	<input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者の選任
	<input type="checkbox"/> 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助
作業環境管理	<input type="checkbox"/> 騒音レベルの測定 [※]
	<input type="checkbox"/> 騒音レベルが一定(85 dB)以上の場合は、改善措置(騒音源の低騒音化・遮蔽など)の実施 [※]
	<input type="checkbox"/> 測定結果の記録と保存(3年間)
作業管理	<input type="checkbox"/> 聴覚保護具の使用 [※] 等価騒音レベルが90 dB以上の場合や、等価騒音レベルが85 dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。
健康管理	<input type="checkbox"/> 雇入れ時または配置替え時の健康診断(騒音)の実施
	<input type="checkbox"/> 定期健康診断(騒音)の実施 [※]
	<input type="checkbox"/> 健康診断(騒音)結果に基づく事後措置の実施
	<input type="checkbox"/> 健康診断(騒音)結果の記録と保存(5年間)
	<input type="checkbox"/> 健康診断(騒音)結果の労働基準監督署への報告
労働衛生教育	<input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育
	<input type="checkbox"/> 労働者への教育 [※]

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能

2024年4月から 労働条件明示のルールが変わります

東京労働局 労働基準部 監督課

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限(通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。
無期転換ルール*に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

*同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるとときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項

1 就業場所・業務の変更の範囲の明示(労働基準法施行規則第5条の改正)

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」*¹についても明示が必要になります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

有期契約労働者に対する明示事項等

2 更新上限の明示(労働基準法施行規則第5条の改正)

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

・更新上限を新設・短縮する場合の説明(雇止め告示*²の改正)

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3 無期転換申込機会の明示(労働基準法施行規則第5条の改正)

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと*³に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転

労働条件明示のルール

が変わります

換申込機会)の明示が必要になります。

4 無期転換後の労働条件の明示(労働基準法施行規則第5条の改正)

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと^{*3}に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

• 均衡を考慮した事項の説明(雇止め告示^{*2}の改正)

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項^{*4}(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注)無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい→厚生労働省ウェブサイト(①)
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい→無期転換ポータルサイト(②)
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について→都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署(③)



第22回 桃樹のちよこっと用語 「労災保険給付の手続き 改訂4版」

(公社)東京労働基準協会連合会が編集発行する、労災保険の給付手続きを解説した書籍。

B5版 154頁。発売元は株式会社労働調査会。

初版は平成22年1月20日発行。その後、法改正、認定基準改正等に合わせ5回の改訂・増補を重ねる。

最新版は、令和6年1月15日に発行された「改訂4版」。

「職場で災害が起きたら」をサブタイトルとし、労働災害や通勤災害の発生から治ゆ(症状固定)までの給付手続きについて、基本的な流れを順に図解やQ&A、様式記載例を交えて分かりやすく解説した手引き。

地方労働局等の行政機関、都道府県労働基準協会・地区労働基準協会等の団体、多数の企業において職員研修等に活用されている。

定価「1,760円(本体1,600円+税10%)」

「年収の壁」対策として労働者1人につき最大50万円助成します！

「キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)」のご案内

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

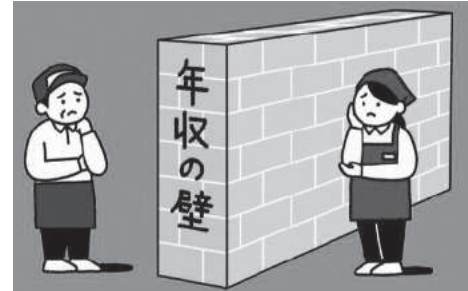
労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。

→事業主の皆様の人手不足の解消へ！

2023(令和5)年10月からキャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media_relations/commercials/202312/video-270966.html)

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
①賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	1年目 20万円 ^(注)
②賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円 ^(注)
③賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

(注)1、2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請(1回あたり10万円支給)
社会保険適用促進手当……
事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

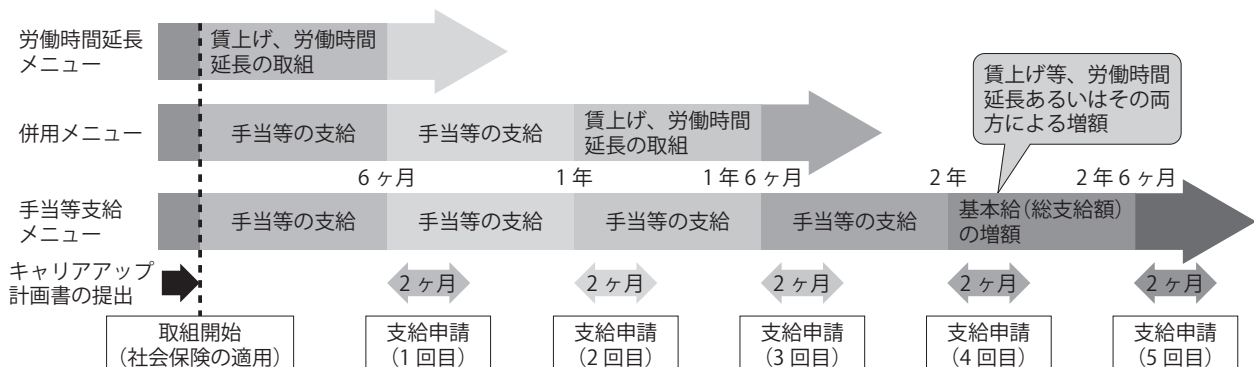
(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
※(2)4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
※1年目に(1)①の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)。(上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたいだ助成を受けることができます。)

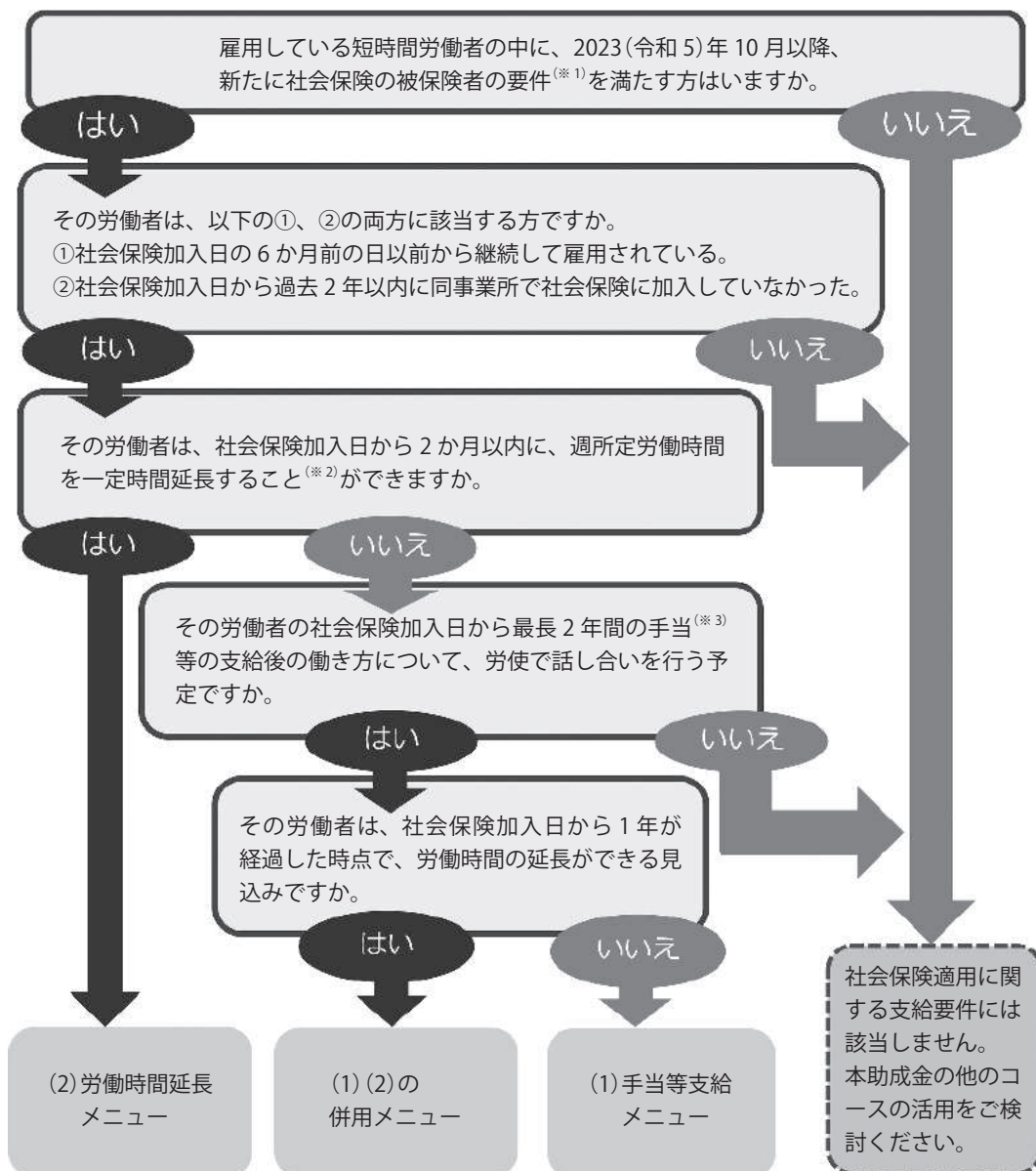
キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。(不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。)



本助成金については、2023(令和5)年10月1日から2026(令和8)年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります

対象となる労働者をチェックしましょう！



※1 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者であること。

※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、前ページの「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。

※3 社会保険適用促進手当(標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当)

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、東京労働局ハローワーク助成金事務センターまたは管轄のハローワークまでお問合せください。

「年取の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)にもご相談いただけます。

年取の壁突破・総合相談窓口(フリーダイヤル・無料) 0120-030-045

受付時間 平日8:30~18:15(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)



厚生労働省
公式HP

家内労働を委託している方へ

「委託状況届」は4月30日までに提出してください

東京労働局 労働基準部 賃金課

家内労働者に仕事(内職等)を委託している方は、家内労働法における「委託者」として「委託状況届」の提出が必要です。「委託状況届」は、毎年4月1日現在の家内労働者数や委託業務の内容等を記入し、4月30日までに所轄労働基準監督署を経由して都道府県労働局長に提出することが義務付けられています。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、材料の提供を受けて、本人のみ又は同居の家族だけで他人を使わず、物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいます。したがって、宛名書き等のような事務代行、あるいはホームページの構築など物の加工を伴わない委託は該当しません。

様式第2号

委 託 状 況 届

事業の種類	営業所の名称	営業所の所在地												
		(電話番号)												
委託業務の内容	委託地域	家内労働者数					補助者数					代理人数		
		男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満		計	うち18歳未満
	都道府県()													
	都道府県()													
	都道府県()													
	都道府県()													
	都道府県()													
備考														

年 月 日

委託者氏名

注 意

- 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
- 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄()の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

様式は東京労働局ホームページよりダウンロードできます

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanai_roudou/_121062.html



※詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係(☎03-3512-1614)にお尋ねください。

東基連講習会案内(7月～3月) 注意事項は30ページに記載

講習会名	申込受付	科目	7月		8月	9月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日	16(火)～17(水)		17(火)～18(水)
		試験	1日	29(月)		
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科	1日	19(金)		30(月)
		試験	1日	29(月)		
床上操作式クレーン	センター	学科	2日	5(月)～6(火)		
		実技	1日	7(水)/8(木)/9(金)		
小型移動式クレーン	センター	学科	2日	8(月)～9(火)		9(月)～10(火)
		実技	1日	10(水)/11(木)/12(金)		
ガス溶接	センター	学科	1日	18(木)		19(木)
		実技	1日	19(金)		
フォークリフト(11時間)	センター	学科	1日			2(月)
		実技	1日			
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	1(月)	30(火)	2(月)
		実技	平日	2(火)～4(木) 31(水)～8/2(金)		
	たま研修センタ	学科	1日	4(木)		3(火)～5(木) 7(土)8(日)14(土) 8/29(木)
		実技(日野羽村)	3日	7(日)14(日)21(日)		
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日	16(火)		13(金)
		実技	1日	17(水)/18(木)/19(金)		
玉掛け	センター	学科	2日	22(月)～23(火)		19(木)～20(金)
		実技	1日	24(水)/25(木)/26(金)		
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科	2日			
	実技(日野羽村)	1日				
	たま研修センタ	学科	2日			
クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技	1日			
		(日野日野)				
木工機械	センター	学科	2日			17(火)～18(水)
プレス機械	センター	学科	2日			
乾燥設備	センター	学科	2日	30(火)～31(水)		26(木)
	たま研修センタ	学科	2日			
はい作業	センター	学科	2日	19(月)～20(火)		
	たま研修センタ	学科	2日			
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	1(月)～2(火)	1(木)～2(金)	2(月)～3(火)
	中央支部	学科	2日	25(木)～26(金)		19(木)～20(金)
	たま研修センタ	学科	2日	11(木)～12(金)		11(水)～12(木)
鉛	センター	学科	2日	1(月)～2(火)		
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	9(火)～10(水)		6(火)～7(水)
		実技	1日	11(木)～12(金)		8(木)～9(金)
	中央支部	学科	2日			28(水)～29(木)
		実技	1日			30(金)
有機溶剤	センター	学科	2日	3(水)～4(木)	21(水)～22(木)	4(水)～5(木)
	たま研修センタ	学科	2日	22(月)～23(火)	28(水)～29(木)	24(火)～25(水)
石綿	センター	学科	2日	3(水)～4(木)	1(木)～2(金)	2(月)～3(火)
		学科	2日	30(火)～31(水)		26(月)～27(火)
	中央支部	学科	2日	19(金)～20(土)		20(火)～21(水)
	たま研修センタ	学科	2日			
金属アーク(限定)	センター	学科	1日			27(火)
安全衛生推進者	センター	学科	2日	8(月)～9(火)		19(木)～20(金)
	中央・足立荒川	学科	2日	4(木)～5(金)		12(木)～13(金)
	たま研修センタ	学科	2日			
	上野・王子・足立荒川	学科	2日			
衛生推進者	センター	学科	1日	24(水)		5(木)
	中央・足立荒川	学科	1日	3(水)		27(金)
	たま研修センタ	学科	1日	29(月)		22(木)
安全管理者選任時研修	センター	学科	2日	3(水)～4(木)		4(水)～5(木)
	中央・足立荒川	学科	2日	29(月)～30(火)		9(月)～10(火)
	たま研修センタ	学科	2日			
上野・王子・足立荒川	学科	2日				

技能講習

登録講習

講習会名	申込受付	科目	10月		11月	12月	
石綿建材調査者 (一般)	センター	学科	2日		7(木)～8(金)		
		試験	1日				18(月)
石綿建材調査者 (一戸建て等)	センター	学科	1日				
		試験	1日				
床上操作式 クレーン	センター	学科	2日		7(月)～8(火)	16(月)～17(火)	
		実技	1日		9(水)／10(木)／11(金)	18(水)／19(木)／20(金)	
小型移動式 クレーン	センター	学科	2日		5(火)～6(水)		
		実技	1日		7(木)／8(金)／11(月)		
ガス溶接	センター	学科	1日		24(木)	16(月)	
		実技	1日		25(金)	17(火)	
フォークリフト (11時間)	センター	学科	1日				
		実技	1日				
フォークリフト (31時間)	センター	学科	1日	1(火)	28(月)	2(月)	
		実技	平日	2(水)～4(金)		29(火)～31(木)	3(火)～5(木)
		3日			11/2(土)3(日)9(土)		
	たま研修センタ	学科	1日			7(木)	
	実技(日野羽村)	3日			10(日)17(日)24(日)		
高所作業車 (10m以上)	センター	学科	1日		18(月)		
		実技	1日		19(火)／20(水)／21(木)		
玉掛け	センター	学科	2日		21(月)～22(火)	4(水)～5(木)	
		実技	1日		23(水)／24(木)／25(金)	6(金)／9(月)／10(火)	
玉掛け技能+ クレーン特別 教育学科	たま研修センタ	学科	2日		15(火)～16(水)		
		実技(日野羽村)	1日		20(日)／27(日)		
	たま研修センタ	学科	2日		17(木)～18(金)		
		実技(日野日野)	1日		20(日)／27(日)		
クレーン (希望者)	たま研修センタ	実技 (日野日野)	1日		3(日)or10(日)		
木工機械	センター	学科	2日		28(月)～29(火)		
プレス機械	センター	学科	2日				
乾燥設備	センター	学科	2日		21(月)～22(火)		
	たま研修センタ	学科	2日				
はい作業	センター	学科	2日		23(水)～24(木)	25(水)～26(木)	
	たま研修センタ	学科	2日		26(火)～27(水)		
特化・ 四アルキル鉛	センター	学科	2日		3(木)～4(金)	2(月)～3(火)	
	中央支部	学科	2日		10(木)～11(金)		
	たま研修センタ	学科	2日			9(月)～10(火)	
鉛	センター	学科	2日		30(水)～31(木)		
酸素欠乏・ 硫化水素	センター	学科	2日		8(火)～9(水)	10(火)～11(水)	
		実技	1日		10(木)／11(金)	12(木)／13(金)	
	中央支部	学科	2日		20(水)～21(木)		
		実技	1日		22(金)		
たま研修センタ	学科	2日					
	実技	1日					
有機溶剤	センター	学科	2日		1(火)～2(水)	4(水)～5(木)	
		実技	1日		15(火)～16(水)	19(木)～20(金)	
たま研修センタ	学科	2日		3(木)～4(金)	14(木)～15(金)		
石綿	センター	学科	2日		1(火)～2(水)	23(月)～24(火)	
		実技	1日		17(木)～18(金)	21(木)～22(金)	
	中央支部	学科	2日		3(木)～4(金)	12(木)～13(金)	
		実技	1日		27(水)～28(木)		
たま研修センタ	学科	2日		10(木)～11(金)			
上野・王子・ 足立荒川	学科	2日			5(木)～6(金)		
金属アーク (限定)	センター	学科	1日		18(金)	24(火)	
安全衛生 推進者	センター	学科	2日		28(月)～29(火)	19(木)～20(金)	
	中央・足立荒川	学科	2日		28(木)～29(金)		
	たま研修センタ	学科	2日		11(月)～12(火)		
	上野・王子・ 足立荒川	学科	2日				
衛生推進者	センター	学科	1日		7(月)	4(水)	
	中央・足立荒川	学科	1日		26(火)		
	たま研修センタ	学科	1日				
安全管理者 選任時研修	センター	学科	2日		3(木)～4(金)	5(木)～6(金)	
	中央・足立荒川	学科	2日		19(火)～20(水)	3(火)～4(水)	
	たま研修センタ	学科	2日		7(月)～8(火)		
	上野・王子・ 足立荒川	学科	2日				

技能講習

登録講習

講習会名	申込受付	科目	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月	
石綿建材調査者 (一般)	センター	学科	2日	22(水)~23(木)		6(木)~7(金)
		試験	1日	2/3(月)		17(月)
石綿建材調査者 (一戸建て等)	センター	学科	1日	24(金)		
		試験	1日	2/3(月)		
床上操作式 クレーン	センター	学科	2日		12(水)~13(木)	
		実技	1日		14(金)/17(月)/18(火)	
小型移動式 クレーン	センター	学科	2日	9(木)~10(金)		6(木)~7(金)
		実技	1日	14(火)/15(水)/16(木)		10(月)/11(火)/12(水)
ガス溶接	センター	学科	1日	20(月)	19(水)	18(火)
		実技	1日	21(火)	20(木)	19(水)
フォークリフト (11時間)	センター	学科	1日	6(月)		
		実技	1日	10(金)		
フォークリフト (31時間)	センター	学科	1日	6(月)	4(火)	3(月)
		実技	平日	7(火)~9(木)	5(水)~7(金)	4(火)~6(木)
		土日		8(土)9(日)15(土)		
	たま研修センタ	学科	1日	16(木)		6(木)
	実技(日野羽村)	3日	19(日)26(日)2/2(日)		9(日)16(日)23(日)	
高所作業車 (10m以上)	センター	学科	1日	17(金)		14(金)
		実技	1日	20(月)/21(火)/22(水)		17(月)/18(火)/19(水)
玉掛け	センター	学科	2日	23(木)~24(金)	17(月)~18(火)	24(月)~25(火)
		実技	1日	27(月)/28(火)/29(水)	19(水)/20(木)/21(金)	26(水)/27(木)/28(金)
玉掛け技能+ クレーン特別 教育学科	たま研修センタ	学科	2日	29(水)~30(木)		
	実技(日野羽村)	1日	2/9(日)/16(日)			
	たま研修センタ	学科	2日			
	実技(日野日野)	1日				
クレーン (希望者)	たま研修センタ	実技 (日野日野)	1日			
木工機械	センター	学科	2日			
プレス機械	センター	学科	2日			
乾燥設備	センター	学科	2日		27(木)~28(金)	
	たま研修センタ	学科	2日			
はい作業	センター	学科	2日		27(木)~28(金)	
	たま研修センタ	学科	2日			
特化・ 四アルキル鉛	センター	学科	2日	7(火)~8(水) 20(月)~21(火)	4(火)~5(水)	18(火)~19(水) 27(木)~28(金)
	中央支部	学科	2日	22(水)~23(木)		
	たま研修センタ	学科	2日		12(水)~13(木)	
鉛	センター	学科	2日		25(火)~26(水)	
酸素欠乏・ 硫化水素	センター	学科	2日	14(火)~15(水)	18(火)~19(水)	11(火)~12(水)
	実技	1日	16(木)/17(金)	20(木)/21(金)	13(木)/14(金)	
	中央支部	学科	2日		25(火)~26(水)	
	実技	1日		27(木)		
	たま研修センタ	学科	2日		4(火)~5(水)	
	実技	1日		6(木)/7(金)		
有機溶剤	センター	学科	2日	9(木)~10(金) 27(月)~28(火)	6(木)~7(金) 25(火)~26(水)	3(月)~4(火) 24(月)~25(火)
	たま研修センタ	学科	2日		18(火)~19(水)	
石綿	センター	学科	2日	9(木)~10(金) 20(月)~21(火)	4(火)~5(水) 12(水)~13(木)	3(月)~4(火) 18(火)~19(水)
	中央支部	学科	2日	16(木)~17(金)	20(木)~21(金)	25(火)~26(水)
	たま研修センタ	学科	2日	22(水)~23(木)		
	上野・王子・ 足立荒川	学科	2日			
	金属アーク (限定)	センター	学科	1日		13(木)
安全衛生 推進者	センター	学科	2日	20(月)~21(火)	25(火)~26(水)	27(木)~28(金)
	中央・足立荒川	学科	2日			
	たま研修センタ	学科	2日			11(火)~12(水)
	上野・王子・ 足立荒川	学科	2日			
衛生推進者	センター	学科	1日	8(水)	14(金)	28(金)
	中央・足立荒川	学科	1日			
	たま研修センタ	学科	1日	24(金)		
安全管理者 選任時研修	センター	学科	2日	9(木)~10(金)	6(木)~7(金)	10(月)~11(火)
	中央・足立荒川	学科	2日			
	たま研修センタ	学科	2日			
	上野・王子・ 足立荒川	学科	2日			

技能講習

登録講習

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	
特別教育	自由研削砥石	センター 学科・実技	1日	29(月)	21(水)	30(月)
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センター (日野羽村) 学科	1日			
	アーク溶接	センター 学科・実技	2日	22(月)~23(火)	28(水)~29(木)	24(火)~25(水)
			1日	24(水)	30(金)	26(木)
	高圧・特別高圧	センター 学科	2日	25(木)~26(金)	26(月)~27(火)	24(火)~25(水)
	低圧電気	センター 学科・実技	1日	8(月)	5(月)	9(月)
			1日	9(火)/10(水)/11(木)	6(火)/7(水)/8(木)	10(火)/11(水)/12(木)
	高所作業車(10m未満)	センター 学科・実技	1日		19(月)	
	第2種酸素欠乏	中央支部 学科	1日			
	粉じん	センター 学科	1日	24(水)		27(金)
	テールゲートリフター	センター 学科	1日	5(金)		6(金)
		中央支部 学科	1日			25(水)
		たま研修センター 学科	1日			
		上野・王子・足立荒川 学科	1日			
	ダイオキシン	センター 学科	1日		28(水)	
フルハーネス	たま研修センター 学科・実技	1日			18(水)	
その他	化学物質管理者講習(準・1日)	センター 学科	1日	5(金)		
		中央支部 学科	1日		26(月)	
		たま研修センター 学科	1日	23(火)		20(金)
	化学物質管理者講習(専門的)	センター 学科	2日			
		中央支部 学科	2日			
		たま研修センター 学科	2日			
	保護具着用管理責任者	センター 学科	1日	18(木)	21(水)	30(月)
		中央支部 学科	1日			
		たま研修センター 学科	1日	19(金)		25(水)
	総括安全衛生管理者	中央・足立荒川 学科	1日			
	衛生管理者能力向上	センター 学科	2日			
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部 学科	半日			
		たま研修センター 学科	半日			
		上野・王子・足立荒川 学科	半日			
		亀戸・江戸川 学科	1日			
職長教育	センター 学科	2日	1(月)~2(火)	1(木)~2(金)	9(月)~10(火)	
	上野・王子・足立荒川 学科	2日				
職長・安全衛生責任者	たま研修センター 学科	2日				
携帯用丸のご盤	センター 学科・実技	1日	4(木)		5(木)	
KYT	センター 学科	1日	8(月)	6(火)	9(月)	
	上野・王子・足立荒川 学科	1日				
	亀戸・江戸川 学科	半日				
熱中症予防管理者研修	中央支部 学科	半日				
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川 学科	半日				
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター 学科	4日	16(火)~19(金)		
		中央支部 学科	3日	9(火)~11(木)		4(水)~6(金)
	衛生管理者(第2種)	センター 学科	3日	16(火)~18(木)		
		中央支部 学科	2日	9(火)~10(水)		4(水)~5(木)
	衛生(特例)	センター 学科	2日	18(木)~19(金)		
衛生管理者	中央支部 学科	1日	11(木)		6(金)	
	たま研修センター 学科	2日	25(木)~26(金)			
X線	センター 学科	2日				

講習会名	申込受付	科目	10月	11月	12月	
特別教育	自由研削砥石	センター 学科・実技	1日		8(金)	5(木)
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センター (日野羽村) 学科	1日	27(日)		
	アーク溶接	センター 学科・実技	2日	29(火)~30(水)	27(水)~28(木)	18(水)~19(木)
			1日	31(木)	29(金)	20(金)
	高圧・特別高圧	センター 学科	2日	15(火)~16(水)	25(月)~26(火)	16(月)~17(火)
	低圧電気	センター 学科・実技	1日	7(月)	11(月)	9(月)
			1日	8(火)/9(水)/10(木)	12(火)/13(水)/14(木)	10(火)/11(水)/12(木)
	高所作業車(10m未満)	センター 学科・実技	1日	28(月)		13(金)
	第2種酸素欠乏	中央支部 学科	1日			
	粉じん	センター 学科	1日		22(金)	
	テールゲートリフター	センター 学科	1日		7(木)	
		中央支部 学科	1日			
		たま研修センター 学科	1日			
		上野・王子・足立荒川 学科	1日			
ダイオキシン	センター 学科	1日	21(月)			
フルハーネス	たま研修センター 学科・実技	1日				
その他	化学物質管理者講習(準・1日)	センター 学科	1日		1(金)	
		中央支部 学科	1日			
		たま研修センター 学科	1日			
	化学物質管理者講習(専門的)	センター 学科	2日			
		中央支部 学科	2日			
		たま研修センター 学科	2日			
	保護具着用管理責任者	センター 学科	1日	25(金)	29(金)	23(月)
		中央支部 学科	1日			
		たま研修センター 学科	1日			
	総括安全衛生管理者	中央・足立荒川 学科	1日	18(金)		
	衛生管理者能力向上	センター 学科	2日	30(水)~31(木)		
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部 学科	半日			
		たま研修センター 学科	半日			
		上野・王子・足立荒川 学科	半日			
		亀戸・江戸川 学科	1日			
	職長教育	センター 学科	2日	1(火)~2(水)	5(火)~6(水)	2(月)~3(火)
		上野・王子・足立荒川 学科	2日			
	職長・安全衛生責任者	たま研修センター 学科	2日	21(月)~22(火)		
携帯用丸のご盤	センター 学科・実技	1日		20(水)		
KYT	センター 学科	1日	4(金)	8(金)	9(月)	
	上野・王子・足立荒川 学科	1日				
	亀戸・江戸川 学科	半日				
熱中症予防管理者研修	中央支部 学科	半日				
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川 学科	半日				
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター 学科	4日	19(火)~22(金)	16(月)~19(木)	
		中央支部 学科	3日	6(水)~8(金)		
	衛生管理者(第2種)	センター 学科	3日	19(火)~21(木)	16(月)~18(水)	
		中央支部 学科	2日	6(水)~7(木)		
	衛生(特例)	センター 学科	2日	21(木)~22(金)	18(水)~19(木)	
衛生管理者	中央支部 学科	1日	8(金)			
衛生管理者	たま研修センター 学科	2日				
X線	センター 学科	2日	28(月)~29(火)			

講習会名	申込受付	科目	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
特別教育	自由研削砥石	センター 学科・実技	1日 28(火)	17(月)	24(月)
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センター (日野羽村) 学科	1日		
	アーク溶接	センター 学科	2日 22(水)～23(木)	25(火)～26(水)	25(火)～26(水)
			1日 24(金)	27(木)	27(木)
	高圧・特別高圧	センター 学科	2日 27(月)～28(火)	13(木)～14(金)	18(火)～19(水)
	低圧電気	センター 学科	1日 14(火)	4(火)	10(月)
			1日 15(水)／16(木)／17(金)	5(水)／6(木)／7(金)	11(火)／12(水)／13(木)
	高所作業車(10m未満)	センター 学科・実技	1日	3(月)	
	第2種酸素欠乏	中央支部 学科	1日		
	粉じん	センター 学科	1日 30(木)		5(水)
	テールゲートリフター	センター 学科	1日 29(水)		26(水)
		中央支部 学科	1日		
		たま研修センター 学科	1日		
		上野・王子・足立荒川 学科	1日		
ダイオキシシン	センター 学科	1日 7(火)		10(月)	
フルハーネス	たま研修センター 学科・実技	1日 28(火)			
その他	化学物質管理者講習(準・1日)	センター 学科	1日		
		中央支部 学科	1日		
		たま研修センター 学科	1日		
	化学物質管理者講習(専門的)	センター 学科	2日		6(木)～7(金)
		中央支部 学科	2日		
		たま研修センター 学科	2日		
	保護具着用管理責任者	センター 学科	1日 29(水)	14(金)	5(水)
		中央支部 学科	1日		
		たま研修センター 学科	1日		
	総括安全衛生管理者	中央・足立荒川 学科	1日		
	衛生管理者能力向上	センター 学科	2日		
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部 学科	半日		
		たま研修センター 学科	半日		
		上野・王子・足立荒川 学科	半日		
		亀戸・江戸川 学科	1日		
	職長教育	センター 学科	2日 7(火)～8(水)	6(木)～7(金)	4(火)～5(水)
		上野・王子・足立荒川 学科	2日		
	職長・安全衛生責任者	たま研修センター 学科	2日	26(水)～27(木)	
携帯用丸のご盤	センター 学科・実技	1日 30(木)		4(火)	
KYT	センター 学科	1日 30(木)	12(水)	6(木)	
	上野・王子・足立荒川 学科	1日			
	亀戸・江戸川 学科	半日	未定		
熱中症予防管理者研修	中央支部 学科	半日			
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川 学科	半日			
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター 学科	4日		24(月)～27(木)
		中央支部 学科	3日		
	衛生管理者(第2種)	センター 学科	3日		24(月)～26(水)
		中央支部 学科	2日		
	衛生(特例)	センター 学科	2日		26(水)～27(木)
衛生管理者	中央支部 学科	1日			
衛生管理者	たま研修センター 学科	2日			
X線	センター 学科	2日	27(木)～28(金)		

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第24回

桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

ロングセラー「労災保険給付の手続き 改訂4版」が発行されました！

私は「桃樹」。東基連に入職し、3年目です。まだまだ勉強中の若輩者ですが、会員の皆様のために頑張ります。

さて、そんな私が、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

「労災保険給付の基礎講座」が連続開催される

桃樹さん 蓮美部長、凄かったですね！ イヤー、凄かった！ 鳥肌が立つくらいの感動モノの研修会でしたね。

蓮美部長 桃樹さん、今月は冒頭から興奮状態ね。少し大袈裟じゃないかしら。

東基連では幾つもの研修会、セミナー、講演会を開催していますが、桃樹さんをそこまで感動させた研修会はどれかしら？

桃樹さん 「労災保険給付の基礎講座」です。

ここ千代田区の「東基連・中労基協ビル」、江戸川区にある「東基連・安全衛生研修センター」。そして立川市の「東基連・たま研修センター」で連続開催された研修会です。

蓮美部長 ああ、桃樹さんは「中労基協ビル」での研修会に参加していたわね。

桃樹さん そうです。労災保険はちょっと苦手なので、良い機会と思い、受付のお手伝いをさせていただきながら参加しました。

蓮美部長 それは勉強になりましたね。どうでしたか？

桃樹さん やはり講師が良かったですね。講師は、いつもお世話になっている東基連本部の松川課長が務められました。身内を褒めるようで恐縮ですが、本当に分かりやすい説明でした。

「労災保険給付の基礎講座」の内容は

蓮美部長 受講者のアンケートでも評判が良かったそうだけど、基礎講座の内容はどうだったのかしら？

桃樹さん えーっとですね。最初に「労災保険制度について」と題して、対象となる「労働者」。そして「業務災害」と「通勤災害」についてのお話がありました。これが50分間です。

蓮美部長 労災保険制度の概要について、基本的な考え方を解説されたのね。

桃樹さん そうです。その後10分間の休憩を取り、次に、怪我ではなく、「業務上の病気、疾病」について30分間の説明が。

ここで「脳・心臓疾患」。そして「精神障害」を発症した方の、労災の「認定基準」についてのお話もありました。

蓮美部長 いわゆる過労死等と言われている、長時間労働などで脳・心臓疾患を発症した場合に、労災と認められるかどうかの基準についての説明ね。

桃樹さん そうです。また、身近なものとして、「腰痛」や腱鞘炎などの「上肢障害」についても説明がありました。それとパワハラなどのハラスメントで精神障害を発症した場合や、最近、よく耳にするカスタマーハラスメントに関しても精神障害の認定基準にある出来事表で説明してくれました。

蓮美部長 精神障害の認定基準は、昨年(令和5年)の9月に改正されました。正式名称は「心理的負荷による精神障害の認定基準」ですが、一般的には「精神障害認定基準」と言われているわね。

桃樹さん とても興味深かったです。そもそも業務上疾病の場合は、業務と疾病との間に相当因果関係が認められる場合に労災保険給付の対象になる、とのことで、単なるきっかけでは対象にならないということでした。相当因果関係ということ強調していました。そのために認定基準があるとも。過労死等に関する請求件数や認定件数にも触れられていました。

蓮美部長 その後の、研修内容は？

「労災保険の請求手続きについて」

桃樹さん その後、「労災保険請求の手続きについて」の説明に入りましたが、前半が30分、後半が50分でした。

蓮美部長 なるほど。具体的な請求の手続きについての説明ね。

桃樹さん そうです。前半では、「療養(補償)給付」についてでした。

後半では、「休業(補償)給付」、「障害(補償給付)」、「遺族(補償)給付)」。それから、暴行事件に巻き込まれたりした場合の「第三者行為災害」についても説明がありました。

蓮美部長 従業員さんが業務上の怪我や病気に罹った場合の、労災保険給付の請求手続き全般について解説したのね。

桃樹さん そうなんです、この時、受講する皆さんに、労働基準監督署に出す通勤災害の請求書を自分が通勤途中でケガをしたと想定して書いていただいたんです。私も書きましたが、労災の請求書を書くのは初めてで、なんか嬉しいような緊張するような。とても面白かったです。書いた後に、1項目ごとに何のための項目か説明があり、どのように書けば監督署の職員に理解されるかがわかりました。



蓮美部長 それは、良い経験をしましたね。自分でペンを持ち、実際に書いてみる研修は大切です。

ところで、受講者からは、どんな声が寄せられたのかしら？

「労災保険給付の基礎講座」を受講された方々からの感想

桃樹さん はい、ご紹介します。たくさんいただいているので、次々に行きますね。

「具体的事例で教えていただいたので、経験の浅い私には大変勉強になった。今まで、『何故?』と思っていたところが、クリアになった。」

「具体例が多く、理解しやすかった。基礎的な部分の見落としがちのところ、間違っって認識しやすい部分など、要点を押さえて説明してくださり、とても良かった。」

「今まで前任者から引き継ぎの際に伝えられた内容と、厚生労働省のホームページで確認していた内容で処理をしていた。今回『生の知識』として、自分の中に落とし込めたので良かった。」

「請求書について、実際の記入例を見ながら解説いただけたため、必要となった際のイメージが付いた。」

蓮美部長 他にはありますか？

桃樹さん 講師の松川課長については、こんな感想が寄せられました。

「講師の方が、労災保険事務の実務経験がとても豊富な方で、質問にも詳しく回答していただけたのが

良かった。」

「実務に携わっていた方なので、実例を出してくださり、具体的な話を聞いて良かった。」

「言葉が明瞭で聞きやすかった。実際に担当していた事例がわかりやすく、久々に眠くならないセミナーだった。」

「声の感じも良かった。話題も豊富。役立ちます。最後の言葉は労務担当者として染み込みました。」

「これまでの経験を元に話を聞くことができ、参考になった。特に事故後に寄り添うことの大切さは忘れずに対応したいと思う。」

蓮美部長 あら、松川課長、とても人気ですね。

では、使ったテキストについては、どうでしたか。

桃樹さん はい、ご紹介します。

「詳細に記載されたテキストがあり、講義では必要な部分について抜き出して説明されたので、分かりやすく時間的にもちょうど良かった。」

「現在、労災保険業務を担当しているが、このテキストは使えそう。」

「実例が沢山書かれているので、理解しやすかった。この本、見やすい。」

蓮美部長 なるほど。テキストについては最新版を使用したと聞きましたが、こちらも評判が良いですね。

これです。これが、超ロングセラー「労災保険給付の手続き 改訂4版」

桃樹さん 蓮美部長、そうなんです。このテキスト、分かりやすいと大人気です。

「労災保険の給付手続き 改訂4版」。今年(令和6年)の1月15日に発行されたばかりです。

平成22年1月の初版発行から、法律改正、通達の変更等の度に改訂を加え、途中での増補を含めるとこの改訂4版で、5回目の改訂となります。

蓮美部長 この「労災保険の給付手続き」は、東基連が編集・発行しているのよね。

桃樹さん そうです。発売元は「労働調査会」ですが、執筆・編集は東基連が行っています。

B5版の154ページで、お値段は、「定価(税込み)1,760円」。お買い得です。

蓮美部長 初版から、この改訂4版に至るまで、労災保険に最も詳しいと噂される専門家集団たる、東基連の職員が自ら執筆してきた書籍ね。

桃樹さん はい、私はまだ入職3年目ですが、先輩達からそう聞いています。

蓮美部長 色々な所で使われているとも聞いているけど。

桃樹さん 厚生労働省の地方労働局から、ご注文をいただいているそうです。「初めて労災保険を担当する労働局職員に最適！」と好評です。

また、各都道府県にある労働基準協会連合会さんや労働基準協会さんからも、毎年、ご注文をいただいていますし、社労士さんや各企業からも。

蓮美部長 法律や通達、認定基準の改正を反映した内容となっているのよね。

桃樹さん その通りです。今回の改訂4版も、昨年9月の「精神障害認定基準改正」を盛り込み発行しました。

担当の松川課長は、厚生労働省で行われていた「認定基準改正」に係る検討会の進行状況について、厚生労働省のホームページで議事録等を確認。改正内容の発表を踏まえ、改訂作業をされていました。



「労災保険給付の手続き 改訂4版」の必要性

蓮美部長 評判が良いのは分かりました。それでは、この書籍について簡単に教えてもらえるかしら。

桃樹さん サブタイトルは「職場で災害が起きたら」とあります。職場の労働者が実際に被災し、労働保険を請求した経験を持つ事業場は多くは無いかもしれません。

しかし、労働災害の被災労働者数は長期的には減少傾向ですが、東京においては、休業4日以上死傷災害は増加傾向にありますし、新規に労災保険給付を受けた人は年間10万人弱いらっしゃいます。

蓮美部長 その意味では、いつ職場の従業員さんが、労働災害に遭ってもおかしくは無い状況にあるのは事実ですね。

桃樹さん そうなんです。労災保険は労働者のセーフティーネットとも言われています。

災害に遭われた労働者の生活を守るため、労働基準監督署が迅速かつ適正な労災保険給付を行います。その為の労災給付請求には、事業主さんや担当者の方の協力が求められます。

担当者はもとより関係する方々の、労災保険給付請求手続きに関する理解が深まることは、とても大切だと思います。

蓮美部長 この書籍は、その理解を深めるために、何よりも役に立つということね。

では、改訂4版の特徴を教えてください。

「労災保険給付の手続き 改訂4版」の特徴は？

桃樹さん この「労災保険給付の手続き 改訂4版」は、労災保険の請求書を並べて、その書き方だけを解説したものではありません。

労働災害や通勤災害の「発生」から「治ゆ(症状固定)」するまで、どのような給付の手続きがあるかということについて、基本的な流れを順番に、「図解」や「Q & A」「様式記載例」を交えて分かりやすく解説した手引きになっています。

蓮美部長 受講者のアンケートにも、「実例が沢山書かれている。理解しやすかった。この本、見やすい。」とありましたが、分かりやすさを優先したんですね。

桃樹さん そうなんです。それに加えて、労働基準監督署の労災業務担当者が、労災保険説明会等で、「間違えやすい箇所」として繰り返し指摘してこられたところ等を、できるだけ取り込んでいます。

蓮美部長 それは、大切ですね。まさに東基連の本領発揮といえる特徴ですね。

桃樹さん それと、労災補償制度も時代と共に変化しています。先ほどもお話に出ましたが、「心理的負荷による精神障害」については、詳細な「認定基準」が示されています。

蓮美部長 それらについては、どうなっているのかしら？

桃樹さん 「認定基準と業務上外の判断の流れ」を説明し、「強い心理的負荷となる長時間労働の時間数」を明記しています。

その上で、「別表1 業務による心理的負荷評価表」という「特別な出来事」と「特別な出来事以外の具体的な出来事」を全文掲載しています。

蓮美部長 これも大事。この心理的負荷評価表に記載されている時間外労働時間数と出来事に該当した精神疾患は業務上と判断される可能性が高い。すなわち労働災害であると。

これを確認しながら、「自分の会社でこのような状態があるのか、無いのか」をチェックし、改善を図っていくことは何よりも重要ね。

桃樹さん そうですね。災害が発生したならば、速やかに労災保険の給付請求手続きを進めることが大事であり、そのための改訂4版です。

ただ、社内の状況を確認する際の物差しにもなる内容が含まれていますから、担当者だけでなく、事業



主の方にも読んで欲しいですね。

「Q & A」が充実！ 実に 88 問 88 答

蓮美部長 あと、改訂 4 版でお薦めの特徴はあるかしら？

桃樹さん 蓮美部長、これがあるんですよ。

この本の凄いところは「Q & A」の充実振りにあります。本文の脇に関係する事例が「Q & A」形式で掲載されているんです。実にその数、88 個。88 問 88 答です。

蓮美部長 目次はあるの？

桃樹さん はい。「Q & A もくじ」が冒頭の v ページに纏められていますが、これは、ちょっと壮観です。

蓮美部長 どんな質問と回答があるのかしら？

桃樹さん 例えばですね。11 ページの「Q16」は、こんな感じです。

Q16 当社では毎年恒例のバーベキュー大会を開催しています。特に参加を強制しておらず、不参加者の給与からその日の賃金を控除することはありませんが、費用は会社負担です。大会中のケガは、業務災害となるのでしょうか？

A16 この場合は、参加が強制されているわけではないので、大会の費用を会社が負担していたとしても、大会への参加を業務とみることはできないでしょう。

もともと、大会中にケガをしたのが、世話役の立場にある者だった場合は、職務の一環として行事に参加していると考えられるので、その場合は業務災害となります。

「Q & A」34 は、通勤災害です

蓮美部長 分かりやすいですね。もう一つくらい紹介してもらえるかしら。

桃樹さん はい。33 ページの「Q34」は、次の通りです。

Q34 会社の帰りに本屋へ立ち寄り、1 時間ほど立ち読みして帰る途中で事故に遭った場合は、通勤災害となるのでしょうか？

A34 書店で立ち読みする行為は、通勤とは無関係の行為です。本を買うためにごく短時間立ち寄っただけならば、ささいな行為とみることも考えられます。しかし、1 時間ほど立ち読みする行為は、ささいな行為とはいえ、日用品の購入に準ずる行為とも言い難く、書店から自宅までの間は、通勤の範囲とは認められないと考えられます。

蓮美部長 そうですね。これも分かりやすい、しかもよくある事例かも。

労災保険の事例を通して学ぶ「88 の Q & A」。これだけでも、価値がありますね。

桃樹さん はい、この 88 の事例に目を通しておくだけで、何か災害があった時に、それが業務上になるのかどうか、パッと判断が付きますから、是非、読んで欲しいところです。

事故後に寄り添うことの大切さ

蓮美部長 桃樹さん、受講者のアンケートに、「最後の言葉は、労務担当者として染み込みました。」。また、「特に事故後に寄り添うことの大切さは、忘れずに対応したいと思う。」とありましたが、これはどういう意味ですか？

桃樹さん 研修の最後に、松川課長がこんな話をされました。

「労災給付の請求人は、被災された労働者ご本人になります。会社の担当者は証明などの事務を行います。長年、労災保険の給付を見てきて感じるがあります。会社の担当者の方が被災された労働者に寄り添い、各種手続きを行う場合と、そうでない場合。不思議なことですが、担当者に寄り添われた被災者の方が、回復が早いように感じます。被災された方は心身ともに大変な状態にあります。今日ご参加の方

は労災事務の担当者が多いと思います。もし労災事故が発生した場合には、被災者に寄り添っていただければ。」と。

蓮美部長 なるほど。長年、労災給付事務を見てきた松川課長の言葉は重いわね。

桃樹さん はい。私自身も大切にしたい言葉と思いました。

蓮美部長 今回は、「労災保険の給付基礎講座」を受講した桃樹さんに、「労災保険給付の手続き 改訂4版」に沿ってお話していただきました。桃樹さん、とても分かりやすい説明でしたよ。ありがとうございました。

桃樹さん 蓮美部長、こちらこそありがとうございました。

蓮美部長 さて、桃樹さんも、来月の4月1日で東基連に入職して4年目に入りますね。アツという間に3年が過ぎました。これからは中堅職員の一人として、仕事に取り組んでくださいね。期待しています。

桃樹さん うっ、蓮美部長。急に、そんなプレッシャーを。はい、頑張ります。

読者の皆様、今月も「深掘り探訪記」にお付き合いいただき、ありがとうございました。

今月号でご紹介した「労災保険給付の手続き 改訂4版」定価1,760円(本体1,600円+税10%)は、労働調査会から好評発売中です。

東基連に直接ご注文をいただいても販売いたします。ご希望の方は「TEL：03-6380-8305」までご連絡ください。

それでは、また来月号でお目にかかりましょう。

休憩室

BREAK  TIME

朝活・朝ランのススメ



子供たちと
朝ラン@SG

2023年4月から「朝活」なるものを始めています。

私が取り組んでいるのは朝のランニングです。朝ランを始めたきっかけは主に2つ。1つ目はとても単純で自分自身の健康増進のため……という名の単なるダイエットです。理想の体重から7~8kgは増えた自分のお腹を見るたびに、これはいつかどうにかしなければいけないな、とコロナ禍を挟み3年は考えていたでしょうか。2つ目は子供たちの成長とそれに負けれないという意地です。7歳と5歳の息子たちはサッカーをしており、特に長男は随分体力もついてきて遅くなってきました。それに伴い、「早い段階で子供たちに短距離・長距離で負ける日がくるのではないか」という危機感が。小学生のうちくらいは父親としての威厳を保ちたい、との意地もあり、長男が小学校に入学したその日から私も新しいことを始めようと思立ち、朝ランをスタートさせました。

この手のものは、そもそも継続することがとても大変ですし、まずは習慣化できるかどうか心配でした。幸いにも私が朝ランを始めたのはシンガポール駐在中で、「子供の小学校バスのお迎えが早朝で、送り出しをするために否が

応でも早起きをする」ことや「一年中温暖であり早朝でも寒くない」うえに「朝から雨が降ることが少なく朝ランしない言い訳ができない（雨はもっぱら夕方のスコール）」ことが朝ラン初期のハードルを随分低くしてくれました。

ところで、改めて朝ランをGoogleで検索していると、その効果やメリットを多く見ることができます。もちろん、デメリットもあるわけですが……。私が当初のきっかけとした2つ以外にも多くのメリットがありました。

早朝に体を動かすことで、一日のスタートから代謝が上がりそれが継続されるので、ダイエット効果はとても高いようです。確かに、日本では冬のこの時期でも朝からランニングをするとお昼頃までは体の芯からポカポカしている気がします。また、人間の体は起床後に外の光を浴びると、その約14時間後に自然な眠気が訪れるようになっているようです。これもその通り、子供たちがベッドに入る夜8~9時にはもう私も眠くなっています。

さらに、ある記事には「走ることで脳が鍛えられ、仕事のパフォーマンスアップにつながる一助になることが分かってきている。特に朝ランニングは、脳の働きを向上させる効果がある。」とのこと！朝ランをすることで体内のミトコンドリアを増やすことができ、そうすることでエネルギー生産量が増えスタミナ・持久力アップにつながり、体からの神経信号を受け取って運動を起こさせる運動野や、皮膚、聴覚、視覚などの刺激を受け取って反応する感覚野が鍛えられると言われているようです。またダイレクトに脳への血流も増え記憶力や「やる気」がアップする、とも。

朝ラン後に自身の仕事のパフォーマンスが向上したかどうかは評価が難しいですが……少なくとも体重は減り、今のところはまだ、子供たちとの競争にも圧勝できています。朝ラン、おススメです。

ブックベアー



2024年度 労働基準監督官採用試験のお知らせ

東京労働局 総務部 総務課

受験資格

- 1994(平成6)年4月2日～2003(平成15)年4月1日生まれの者
- 2003(平成15)年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ①大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び2025(令和7)年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

インターネット受付期間

- 申込みはインターネットにより行ってください。
- 2024(令和6)年2月22日(木)9:00～3月25日(月)受信有効
- 受験案内

http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnai/jyukennannnai_rouki.pdf

- インターネット申込専用アドレス

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>



採用予定者数

- 労働基準監督 A(法文系) 約170名
- 労働基準監督 B(理工系) 約40名

第1次試験(択一式、記述試験)

2024(令和6)年5月26日(日)

9:00(受付開始)9:30(試験開始)～17:35(試験終了)

合格者発表日 2024(令和6)年6月18日(火)9:00

第2次試験(人物試験)

2024(令和6)年7月9日(火)・10日(水)・11日(木)・12日(金)

第1次試験合格通知書で指定する日時(原則として日時の変更は認められません。)

最終合格者発表日 2024(令和6)年8月13日(火)9:00

最終合格者発表後の採用面接(2024(令和6)年8月中旬頃)

- 採用を希望する都道府県労働局(第1希望)での採用面接
- 第1希望の労働局で採用に至らなかった場合、第2希望以下の労働局で採用面接



詳細は厚生労働省ホームページ(「労働基準監督官採用試験」で検索)をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

問合せ先 東京労働局総務部総務課人事第2係 ☎03-3512-1600



破裂したタイヤの部品が 頭部へ激突して死亡

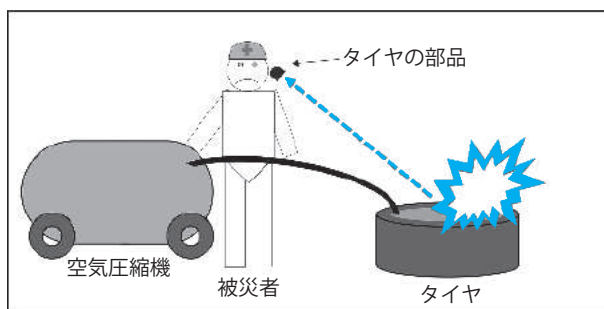
業種 道路貨物運送業

職種 自動車運転者

災害発生状況

被災者がパンク修理を行った貨物自動車のタイヤに、空気圧縮機を用いて空気を充てんしていたところ、タイヤのチューブが破裂した。この衝撃でタイヤの部品が飛び、被災者の頭部に激突して死亡した。災害発生の経緯は以下のとおり。

- ①被災者は貨物自動車のタイヤ(指定空気圧 0.7 MPa)を取り外し、パンク修理を行った後、空気圧縮機(最高使用圧力 1.0 MPa)を使用して、タイヤに空気の充てん作業を行っていた。
- ②事業場には、破裂したタイヤ等の飛来を防止するための安全囲い等は備え付けられておらず、被災者は飛来落下用の保護帽を着用していたものの、被災者とタイヤとを遮る隔壁等はなかった。
- ③被災者は空気圧縮機の空気圧を調節せずに、最高使用圧力のまま、空気を充てんした。
- ④タイヤのチューブが破裂し、この衝撃で飛んだタイヤの部品が被災者の頭部に激突したものの。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

災害発生原因

空気圧縮機を用いてタイヤの空気充てん作業を行うときに、

- 1 タイヤの指定空気圧を超えた空気圧で空気を充てんしたこと。
- 2 安全囲い等破裂したタイヤ等の飛来を防止するための器具を使用させる等の措置を講じていなかったこと。
- 3 当該作業に係る作業手順を定めていなかったこと。
- 4 当該作業に係るリスクアセスメントを実施していなかったこと。
- 5 当該作業に従事する被災者に対し、「タイヤ空気充てん作業特別教育」を含め、タイヤの充てん作業に係る労働安全衛生教育を実施していなかったこと。

災害防止対策

空気圧縮機を用いてタイヤの空気充てん作業を行うときは、

- 1 タイヤの種類やタイヤの劣化・損傷・補修等の状況に応じて、空気圧縮機の空気圧を適正に調節させること。
- 2 安全囲い等破裂したタイヤ等の飛来を防止するための器具を使用させる等の措置を講じること。
- 3 当該作業に係る安全作業手順を定めること。
- 4 当該作業に係るリスクアセスメントを実施すること。また、リスクアセスメントの結果に基づき、必要な措置を講ずるよう努めること。
- 5 特別教育を受けた者に作業を行わせ、リスクアセスメントの結果を踏まえた労働安全衛生教育を行うとともに、基本事項の遵守が図られるよう事業者から労働者に繰り返し指導すること。

令和 5 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

46 人

前年同期

53 人

●令和 5 年 死亡災害発生状況(6 年 1 月末日)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	2	2	0
建設業	17	25	-8
土木工事業	3	4	-1
建築工事業	10	13	-3
木造家屋建築工事業	0	2	-2
その他の建設業	4	8	-4
陸上貨物運送事業 ^(注3)	2	4	-2
ハイヤー・タクシー業	2	0	2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	8	4	4
小売業	2	1	1
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	0	1	-1
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	4	5	-1
ビルメン業	1	3	-2
その他の三次産業	10	10	0
金融業	0	0	0
警備業	7	5	2
その他(一次産業) ^(注4)	1	2	-1
全産業合計	46	53	-7

(注1)左段は6年1月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 5 年 死傷災害発生状況(6 年 1 月末日)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	667	576	15.8
建設業	1,038	1,034	0.4
土木工事業	183	165	10.9
建築工事業	652	638	2.2
木造家屋建築工事業	46	41	12.2
その他の建設業	203	231	-12.1
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1,062	1,041	2.0
ハイヤー・タクシー業	399	425	-6.1
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	393	296	32.8
商業	1,930	1,948	-0.9
小売業	1,410	1,461	-3.5
保健衛生業	1,580	1,384	14.2
社会福祉施設	1,218	1,066	14.3
接客娯楽業	1,029	907	13.5
飲食店	800	704	13.6
清掃と畜業	909	890	2.1
ビルメン業	603	592	1.9
その他の三次産業	1,681	1,595	5.4
金融業	99	102	-2.9
警備業	349	337	3.6
その他(一次産業) ^(注4)	72	65	10.8
全産業合計	10,760	10,161	5.9

(注1)左段は6年1月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害(※
新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和 6 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

0 人

前年同期

0 人

●令和 6 年 死亡災害発生状況(1 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	0	0	0
建設業	0	0	0
土木工事業	0	0	0
建築工事業	0	0	0
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	0	0	0
陸上貨物運送事業 ^(注3)	0	0	0
ハイヤー・タクシー業	0	0	0
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	0	0	0
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	0	0	0
飲食店	0	0	0
清掃と畜業	0	0	0
ビルメン業	0	0	0
その他の三次産業	0	0	0
金融業	0	0	0
警備業	0	0	0
その他(一次産業) ^(注4)	0	0	0
全産業合計	0	0	0

(注1)左段は本年1月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 6 年 死傷災害発生状況(1 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	9	20	-55.0
建設業	26	36	-27.8
土木工事業	4	5	-20.0
建築工事業	19	23	-17.4
木造家屋建築工事業	2	3	-33.3
その他の建設業	3	8	-62.5
陸上貨物運送事業 ^(注3)	35	31	12.9
ハイヤー・タクシー業	17	10	70.0
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	19	12	58.3
商業	38	40	-5.0
小売業	30	27	11.1
保健衛生業	18	25	-28.0
社会福祉施設	15	21	-28.6
接客娯楽業	19	23	-17.4
飲食店	13	16	-18.8
清掃と畜業	27	15	80.0
ビルメン業	19	11	72.7
その他の三次産業	37	46	-19.6
金融業	1	1	0.0
警備業	11	14	-21.4
その他(一次産業) ^(注4)	1	3	-66.7
全産業合計	246	261	-5.7

(注1)左段は本年1月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※
 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)。
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	3月	4月	5月	6月	
受験準備	衛生管理者 (第1種)	センター	学科 4日	25(月)~28(木)	22(月)~25(木)	27(月)~30(木)	24(月)~27(木)
		中央支部	学科 3日				
	衛生管理者 (第2種)	センター	学科 3日	25(月)~27(水)	22(月)~24(水)	27(月)~29(水)	24(月)~26(水)
		中央支部	学科 2日				
	衛生(特例)	センター	学科 2日	27(水)~28(木)	24(水)~25(木)	29(水)~30(木)	26(水)~27(木)
		中央支部	学科 1日				
衛生管理者	たま研修センタ	学科 2日					
X線	センター	学科 2日				24(月)~25(火)	

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
 - 雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時に Zoom による配信。
 - 石綿作業主任者、職長教育、安全衛生推進者養成講習は王子工業会館が会場です。
 - 熱中症予防教育セミナーは上野区民館が会場となります。
 - その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。

- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。 ■

編集後記

「いちご狩り」に夢中になるとは思いもしなかった。昭和30年代生まれの私。子供の頃はもとより、成人した後になっても「いちご狩り」の経験は全く無かった。その言葉は知っていたが、どこか遠い世界のお伽話。男の行く場所ではないとも。妻に誘われても、首を縦に振らなかったのは、つまらない男の沽券の故か。

転機は、思いがけないところから訪れた。大正生まれの岳父が「一度、いちご狩りと云うものに行ってみよう」と。嬉々として準備する妻。引き摺られるように向かった、初めての観光いちご農園。30分食べ放題でこのお値段。少々お高いと感じた気持ちは、大粒の「とちおとめ」を口に運んだ瞬間、消え去った。

円錐形で鮮やかな赤色。強い甘みに程よい酸味。果汁たっぷりの果肉。次から次へと手が伸びる。この列は「やよいひめ」、あちらは「^{あきひめ}草姫」、「^{べに}紅ほっぺ」と。まるで子供のような自分。男の沽券は吹き飛んだ。

先月、東基連・中央支部が「女性活躍推進セミナー2023」を開催。清水建設(株)・西岡真帆 DE & I 推進部長と、東京労働局・横山ちひろ指導官からご講演を頂いた。「ダイバーシティ(多様な属性の個人が認められて参画できる環境)」と「インクルージョン(全ての従業員が互いに尊重され、能力を十分に発揮できている状態)」。この二つは不可分な関係にあり、誰もが働きやすい環境を目指していく中で、最重要事項であることを、お二人の講演を聞きながら改めて実感した。

社会は多様な属性を持つ人々から構成されている。その中で、互いの尊重を妨げる要因に根柢の無い思い込みがあろう。長く「いちご狩り」を拒否していた私もまた、勝手な思い込みから素敵な機会を逃していた。

さあ、3月は苺の旬。「いちご狩り未体験」のご同輩。このシーズンこそ、騙されたと思って、一度「いちご狩り」に出掛けてみませんか。

(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	3月	4月	5月	6月	
登録講習等	安全衛生推進者	センター	学科 2日	13(水)~14(木)	25(木)~26(金)	30(木)~31(金)	20(木)~21(金)
		中央・足立荒川	学科 2日	7(木)~8(金)		23(木)~24(金)	
		たま研修センタ	学科 2日	12(火)~13(水)		23(木)~24(金)	
		上野・王子・足立荒川	学科 2日				
	衛生推進者	センター	学科 1日	19(火)	15(月)	13(月)	27(木)
		中央・足立荒川	学科 1日				
		たま研修センタ	学科 1日			14(火)	
	安全管理者選任時研修	センター	学科 2日	26(火)~27(水)	15(月)~16(火)	27(月)~28(火)	10(月)~11(火)
		中央・足立荒川	学科 2日	4(月)~5(火)		20(月)~21(火)	
		たま研修センタ	学科 1日		5(金)		
		上野・王子・足立荒川	学科 2日				
	特別教育	自由研削砥石	センター	学科・実技 1日	4(月)	17(水)	22(水)
動力プレス機械金型調整等		たま研修センタ	学科 1日				
		(日野羽村)					
アーク溶接		センター	学科 2日	13(水)~14(木)	24(水)~25(木)	27(月)~28(火)	19(水)~20(木)
			実技 1日	15(金)	26(金)	29(水)	21(金)
高圧・特別高圧		センター	学科 2日	18(月)~19(火)	17(水)~18(木)	21(火)~22(水)	17(月)~18(火)
低圧電気		センター	学科 1日	4(月)	8(月)	13(月)	10(月)
			実技 1日	5(火)/6(水)/7(木)	9(火)/10(水)/11(木)	14(火)/15(水)/16(木)	11(火)/12(水)/13(木)
高所作業車(10m未満)		センター	学科・実技 1日		15(月)		3(月)
第2種酸素欠乏		中央支部	学科 1日				
粉じん		センター	学科 1日	1(金)		14(火)	
テールゲートリフター		センター	学科 1日	15(金)		13(月)	
		中央支部	学科 1日				
		たま研修センタ	学科 1日	14(木)			
		上野・王子・足立荒川	学科 1日				
ダイオキシン		センター	学科 1日	1(金)		30(木)	
フルハーネス		たま研修センタ	学科・実技 1日				18(火)
その他	化学物質管理者講習(準・1日)	センター	学科 1日				
		中央支部	学科 1日			27(月)	
		たま研修センタ	学科 1日	8(金)		28(火)	
	化学物質管理者講習(専門的)	センター	学科 2日		15(月)~16(火)		
		中央支部	学科 2日				
		たま研修センタ	学科 2日	5(火)~6(水)			
	保護具着用管理責任者	センター	学科 1日	22(金)	22(月)	31(金)	28(金)
		中央支部	学科 1日				
		たま研修センタ	学科 1日	4(月)/11(月)/ 15(金)	10(水)		
	総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科 1日				
	衛生管理者能力向上	センター	学科 2日				
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科 半日		11(木)/16(火)/17(水)		
たま研修センタ		学科 半日		3(水)/8(月)/12(金)			
上野・王子・足立荒川		学科 半日		9(火)/10(水)			
亀戸・江戸川		学科 1日		9(火)船堀/16(火)亀戸			
職長教育	センター	学科 2日	21(木)~22(金)	4(木)~5(金)	7(火)~8(水)	5(水)~6(木)	
	上野・王子・足立荒川	学科 2日					
職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科 2日				20(木)~21(金)	
携帯用丸のこ盤	センター	学科・実技 1日	1(金)		10(金)		
KYT	センター	学科 1日	11(月)	8(月)	24(金)	10(月)	
	上野・王子・足立荒川	学科 1日			未定		
	亀戸・江戸川	学科 半日					
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科 半日				11(火)/26(水)	
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川	学科 半日			29(水)		

法定講習会等開催予定 (2024年3月～6月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回の案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。

お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。

(2024年2月16日現在)

講習会名	申込受付	科目	3月	4月	5月	6月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日	13(水)～14(木)		9(木)～10(金)
		試験	1日	21(木)		20(月)
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科	1日			
		試験	1日			
床上操作式クレーン	センター	学科	2日	8(月)～9(火)		24(月)～25(火)
		実技	1日	10(水)／11(木)／12(金)		26(水)／27(木)／28(金)
小型移動式クレーン	センター	学科	2日	4(月)～5(火)		13(月)～14(火)
		実技	1日	6(水)／7(木)／8(金)		15(水)／16(木)／17(金)
ガス溶接	センター	学科	1日		22(月)	23(木)
		実技	1日		23(火)	24(金)
フォークリフト(11時間)	センター	学科	1日			7(火)
		実技	1日			13(月)
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日		2(火)	7(火)
		実技	平日		3(水)～5(金)	8(水)～10(金)
		土日		6(土)7(日)13(土)		5(水)～7(金)
	たま研修センタ	学科	1日			9(木)
		実技(日野羽村)	3日			12(日)19(日)26(日)
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日	18(月)		20(月)
		実技	1日	19(火)／21(木)／22(金)		21(火)／22(水)／23(木)
玉掛け	センター	学科	2日	11(月)～12(火)	15(月)～16(火)	23(木)～24(金)
		実技	1日	13(水)／14(木)／15(金)	17(水)／18(木)／19(金)	27(月)／28(火)／29(水)
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科	2日			4(火)～5(水)
		実技(日野羽村)	1日			9(日)／16(日)
	たま研修センタ	学科	2日			6(木)～7(金)
		実技(日野日野)	1日			9(日)／16(日)
クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技(日野日野)	1日			23(日)or30(日)
木工機械	センター	学科	2日			
プレス機械	センター	学科	2日			
乾燥設備	センター	学科	2日		27(月)～28(火)	
	たま研修センタ	学科	2日			
はい作業	センター	学科	2日		25(木)～26(金)	5(水)～6(木)
	たま研修センタ	学科	2日			
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	18(月)～19(火)	1(月)～2(火)	9(木)～10(金)
	中央支部	学科	2日	25(月)～26(火)		21(火)～22(水)
	たま研修センタ	学科	2日			28(火)～29(水)
鉛	センター	学科	2日		1(月)～2(火)	
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	5(火)～6(水)	9(火)～10(水)	14(火)～15(水)
		実技	1日	7(木)～8(金)	11(木)／12(金)	16(木)／17(金)
	中央支部	学科	2日	13(水)～14(木)		5(水)～6(木)
		実技	1日	15(金)		7(金)
	たま研修センタ	学科	2日			
		実技	1日	1(金)		
有機溶剤	センター	学科	2日	13(水)～14(木)	3(水)～4(木)	7(火)～8(水)
			2日	27(水)～28(木)	17(水)～18(木)	23(木)～24(金)
	たま研修センタ	学科	2日			24(月)～25(火)
						13(木)～14(金)
石綿	センター	学科	2日	4(月)～5(火)	3(水)～4(木)	7(火)～8(水)
			2日	11(月)～12(火)	17(水)～18(木)	21(火)～22(水)
	中央支部	学科	2日		22(月)～23(火)	26(水)～27(木)
	たま研修センタ	学科	2日		25(木)～26(金)	13(木)～14(金)
	上野・王子・足立荒川	学科	2日		15(月)～16(火)	26(水)～27(木)
金属アーク(限定)	センター	学科	1日		23(火)	20(木)

技能講習